

平成 19 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 アルゼ株式会社
代表者名 代表取締役兼最高経営責任者
(CEO) 余語 邦彦
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 取 締 役 堀 義 人
電 話 03-5530-3055 (代表)

当社取締役に対するストックオプション報酬額及び 内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 31 日開催の取締役会において、下記のとおり、取締役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容決定に関する議案を、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 34 期定時株主総会に付議することといたしましたので、その概要をお知らせいたします。

記

1. 付議の理由

①取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

②社外取締役に対し新株予約権を発行する理由

社外取締役として優秀な人材を招聘し、当社への経営参加意識を高めることを目的とするものであります。

2. 議案の内容

(1) スtockオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役の報酬額は、平成 10 年 3 月 26 日開催の臨時株主総会において、年額 10 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額 2,500 万円以内（うち社外取締役については年額 500 万円以内）の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

(2)新株予約権の内容

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 10,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

②新株予約権の数

100 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、100 株とする。（ただし①に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う）

③新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

④各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下、「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の割当日の前日から遡って 6 ヶ月間（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に 1.05 を乗じて得た金額とし、これにより生じた 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価格の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から 4 年を経過する日までの範囲内で取締役会で定める期間とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑦新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラックショールズモデルを用いて算定する。

⑧その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

なお、上記の内容については、平成19年6月28日開催予定の当社第34期定時株主総会において承認決議されることを条件とします。

以 上